

令和7年度

多摩・島しょ地域における中小企業支援ファンド

無限責任組合員募集要項

令和7年5月

東京都産業労働局金融部

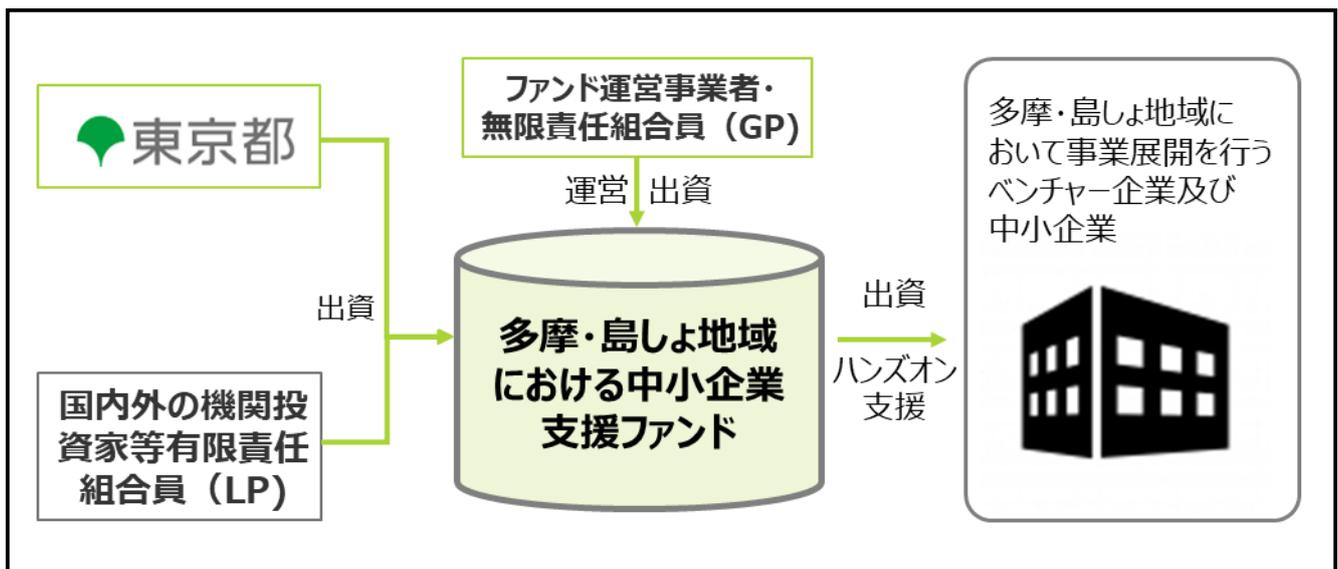
多摩・島しょ地域における中小企業支援ファンド 無限責任組合員募集要項

第1 本事業の目的

多摩・島しょ地域においては、少子高齢化や生産年齢人口の低下、大規模工場の撤退、後継者不在などによる事業所数の減少といった地域特有の社会課題を抱えており、地域経済活性化のための支援が必要である。

そこで東京都(以下「都」という。)は、多摩・島しょ地域に特化したファイナンス支援の手法の一つとして、新たにファンドの運営者を募集し、設立されたファンドを通じて、企業への出資及びハンズオン支援等の経営サポートを行うことで、多摩・島しょ地域において事業展開を行う魅力的なベンチャー企業や中小企業の発展を後押しし、地域経済の持続的な発展の促進と、地域特有の社会問題解決を目指していく。

【ファンドスキームのイメージ】



- ※ 募集対象は、上記図の都が LP 出資するファンドを組成・運営する無限責任組合員 (GP) である。
- ※ 詳細は、別紙要件を参照のこと。なお、上記図はイメージを示したものであり、ファンドスキームを上記図に限定するものではない。

第2 無限責任組合員等の役割

- 1 多摩・島しょ地域において事業展開を行うベンチャー企業及び中小企業への出資による資金調達支援。
- 2 出資先企業への地域特性に対応したハンズオン支援。なお、かかるハンズオン支援を実施するにあたっては、地域の金融機関・事業会社との連携も行う。

第3 応募資格

1 応募時点で以下の全ての条件を満たす法人等

- (1) 金融商品取引法その他のファンド規制を遵守して、応募者自らが、無限責任組員又は無限責任組員と一体となってファンド運営を行う運営事業者となり、本要項を満たすファンドを組成し運用を行うことのできる者。

なお、都は適格機関投資家ではないことから、応募にあたり応募者は、都が有限責任組員として出資するファンドの組成・運用に必要な法的要件(第二種金融商品取引業、投資運用業等)を備える必要があることに留意すること。

- (2) 中小・ベンチャー企業を支援するファンドの運営事業者として十分な経験と実績を有するもの。なお、運営事業者の設立から十分な期間が経過していないなど、ファンド運用の実績が示せない場合は、マネージャー等が有する前職での実績を提示することで差し支えない。
- (3) 「令和7年度 多摩・島しょ地域における中小企業支援ファンド 無限責任組員募集における主な要件」(別紙 3)を満たしているか、又は満たすことのできるファンドを運用している、若しくは運用する予定であるもの。
- (4) 本事業に関する都からの調査業務受託者と応募者との間に何らかの利害関係※又はその可能性があることが判明した場合、応募者は速やかに本事業において生じうる利益相反関係を事前に申告し、対応策の構築方針を都に報告しなければならない。

※本件における「何らかの利害関係」とは、以下のとおりとする。

① 「資本関係」

次のいずれかに該当する場合

1. 親会社(会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。)と子会社(会社法第2条第3号の規定による子会社をいう。)の関係にある場合
2. 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 「人的関係」

次のいずれかに該当する場合

1. 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
2. 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人(会社更生法(平成14年法律第154号。以下同じ。)及び民事再生法(平成11年法律第225号。以下同じ。)の規定による管財人をいう。)を現に兼ねている場合

2 以下のいずれかに該当する法人等は応募することができない。

- (1) 一般競争入札の参加者の資格(地方自治法施行令第167条の4)に規定された各号の要件に該当するもの
- (2) 都から指名停止措置を受けているもの
- (3) 事業税その他租税の未申告・滞納があるもの
- (4) 会社更生法に基づく更生手続開始申立、又は民事再生法に基づく民事再生手続開始申立がなされているもの
- (5) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産者で復権を得ないもの
- (6) 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けているもの

- (7) 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされているもの
- (8) 応募者が、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第2条に規定する風俗営業、連鎖販売取引、ネガティブ・オプション(送り付け商法)、催眠商法、靈感商法を行うなど、都が出資契約を締結する対象として社会通念上適切でない判断されるもの

第4 審査・選定

1 審査・選定方法

(1) 一次審査(提出書類に基づく書類審査)

一次審査では、これまでのファンド運営の実績及びファンド設立に向けた進捗状況、本事業の目的との整合性等について提出された書類に基づいて審査を行う。なお、一次審査の結果については、都から書面にて通知する。

(2) ファンド調査専門機関等による詳細調査

一次審査の通過者を対象として、ファンド調査専門機関等による詳細調査を実施する。詳細調査には、これまでのファンド運営における LP 及び投資先(中小・ベンチャー企業)等へのリファレンス調査(それぞれ2社程度)を含むことに留意すること。

(3) 二次審査(審査委員会での審査)

詳細調査の後、審査委員会において提案内容についてのプレゼンテーションと質疑を行う。なお、二次審査を最終審査とする。

(4) 候補者選定と結果通知

二次審査の結果を踏まえ、無限責任組合員候補者を選定する。採択の可否については、書面にて通知する。

2 注意事項

(1) 二次審査の詳細日程は、一次審査の通過者に対して別途連絡する。

(2) 二次審査(審査委員会)当日は、ファンド設立趣意書を基にプレゼンテーションを行うものとする。

(3) 募集期間経過後の追加資料提出は原則として認めない。ただし、都が必要と認め追加で要求する資料についてはこの限りではない。

(4) 審査結果に関する問い合わせ(不採択の理由等)には一切応じない。

第5 募集スケジュール

1 募集期間

令和7年5月20日(火曜日)から6月5日(木曜日)午後3時まで

2 質問受付期間

令和7年5月20日(火曜日)から5月27日(火曜日)午後5時まで

募集要項等の内容等について、上記の期間内で質問を受け付ける。

(1) 質問方法

・質問を文章にて(様式自由)E-mail により送付すること

E-mail(送付先): S0000480@section.metro.tokyo.jp

- ・口頭による質問は受け付けない
- ・メールの件名を「【多摩・島しょファンド】(応募事業者名)・質問」とすること
- ・メール本文中に、回答の送付先(質問者の法人等名称・担当部署・担当者氏名・E-mail アドレス)を記載すること(記載がない場合、回答を送付しない場合がある)

(2) 回答方法

質問者に対して、E-mail にて回答を送付する。なお、都が必要と判断した場合には、応募者全員に E-mail にて質問及び回答を送付する。

(3) 回答日

令和7年5月30日(金曜日)午後3時までに回答を行う。

3 書類提出受付期間

令和7年5月20日(火曜日)から6月5日(木曜日)午後3時まで

(1) 提出方法

受付期間内に下記の E-mail アドレス宛に電子メールで提出書類のデータ一式を送付すること。なおメールの件名を「【多摩・島しょファンド】(応募事業者名)・書類提出」とすること。メールに添付するデータ容量が大きくなる場合はメールを分割して送付すること。(最大データ容量:8MB 程)

また、郵送での書類提出が必要な場合は受付期間内必着で下記宛先に送付すること。

(注意:持参、FAX での提出は受け付けない。)

(2) 提出先及び問合せ先

東京都産業労働局金融部金融課ファンド担当

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 東京都庁第一本庁舎 19 階北側

電話: 03-5000-7713

E-mail: S0000480@section.metro.tokyo.jp

4 一次審査結果通知

令和7年6月27日(金曜日)まで(予定)

第6 提出書類

下記所定の書類を提出すること。

- 1 参加申込書(別紙1)・・・1部
- 2 ファンド設立趣意書(作成においては、別紙2を参照のこと)・・・1部
- 3 法人の履歴事項全部証明書(写し・最新の会社情報を反映したもの)・・・1部
- 4 その他都が必要と認めた書類

第7 注意事項

- 1 都から資料の提出や説明を求められた場合、応募者は速やかにその対応を行うこと。
- 2 審査プロセスにおいて、都が出資することが困難と判断される課題が見受けられる場合(応募者として速やかな対応を行わない場合等)には、その後の審査は行わない。
- 3 都は必要に応じて金融分野に精通した外部専門家及びその他必要な者を審査委員に加えることができる。
- 4 都は、自らの裁量において、事前の予告なく、本要項に定めるスケジュールや手続について、変更又は中

止等をすることができるものとする。また、都は、本要項に定めるスケジュールや手続、又はこれらの変更若しくは中止等によって生じる、いかなる損害、損失又は費用に対しても、一切の責任を負わないものとする。

第8 ファンド出資までの全体スケジュール(予定)

令和7年5月～6月	公募及び一次審査
令和7年6月～8月	ファンド調査専門機関等による詳細調査
令和7年8月～10月	二次審査及び無限責任組合員選定
令和7年12月頃	ファンド契約の締結
令和8年1月以降	都によるファンドへの出資